



中小企業の特例承継計画

の提出が締切間近です！

事業承継時の非上場株式等に係る
贈与税・相続税の納税猶予制度のご案内

株式の
贈与税・相続税を
ゼロに！



特例承継計画とは？

事業承継税制(特例措置)を受けるための
エントリーシートのようなものです。
後継者の氏名や事業承継の時期、承継
後5年間の事業計画などを記載します。

事業承継税制(特例措置)とは？

中小企業の経営者が後継者に事業を引き継ぐ際、株式等の承継による
多額の贈与税・相続税の納税猶予が受けられ、後継者の負担軽減を
図ることができる制度を「事業承継税制」といいます。

このうち、2026年(令和8年)3月31日までに「特例承継計画」を東京都
に提出し、2027年(令和9年)12月31日までに贈与の実行・相続が開始
した場合に、10年間限定の特例措置を利用することができます。

東京都における手続きの流れ

後継者指名

特例承継計画
作成・提出

2026年(令和8年)
3月31日までに提出

贈与実行
相続開始

2027年(令和9年)
12月31日までに承継

特例措置
認定申請

年次報告
(5年間)

特例措置を利用する主な3つのメリット

メリット

01



対象株式数の上限を撤廃

これまで対象が「発行済株式の 2/3 まで」に限られていましたが、特例措置では全ての株式が対象に。従来は 80% までだった相続税の納税猶予も、特例措置では全額(100%)猶予に。負担を大幅に軽減できます。

メリット

02



複数の後継者への承継が可能に

これまで後継者 1 人への贈与・相続のみが対象でしたが、特例措置では代表者である最大 3 人の後継者への贈与・相続が対象に。より柔軟な事業承継が可能になります。

メリット

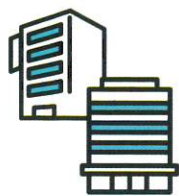
03



雇用維持要件に救済措置

従来は 5 年間(事業継続期間)での平均 8 割以上の雇用維持が必要でしたが、特例措置では要件達成できなくても認定取消とならず、実績報告書の提出により継続可能になります。

事業承継税制(特例措置)を受けるための主な要件



対象会社

- ✓ 中小企業者であること
- ✓ 上場会社・風俗営業会社でないこと
- ✓ 資産保有型・資産運用型会社でないこと
- ✓ 常時使用従業員が1人以上であること
- ✓ 総収入金額が0を超えていること



先代経営者

- ✓ 代表者であったいずれかの時及び贈与・相続開始の直前において、同族関係者と合わせて総議決権数の過半数を有し、その中で最も多くの議決権を有している(後継者を除く)こと
- ✓ 既に事業承継税制の適用に係る贈与をしていないこと



後継者

- ✓ 贈与時・相続時において、同族関係者と合わせて総議決権数の過半数を有し、その中で最も多くの議決権を有していること
- ✓ 特例承継計画に記載された後継者であること

贈与 贈与の直前において役員であり、贈与時に18歳以上の代表者であること等

相続 相続開始の直前において役員であり、相続開始から5ヶ月後に代表者であること等

特例承継計画の提出書類

☐ 様式第21 確認申請書(特例承継計画)1部、写し1部

作成に当たって、認定経営革新等支援機関による指導・助言を受ける必要があります。

☐ 履歴事項全部証明書

申請会社の履歴事項全部証明書の原本(確認申請日の前3ヶ月以内に取得したもの)を添付してください。
※先代経営者の代表権について記載がない場合は、閉鎖事項全部証明書も添付してください。

☐ 返信用レターパック

東京都から確認書を交付する際に使用します。

提出期限:2026年(令和8年)3月31日(消印有効)

提出先

〒163-8001

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都 産業労働局 商工部 経営支援課 事業承継税制担当



郵送のみで受付

お問い合わせ

東京都 産業労働局 商工部 経営支援課 事業承継税制担当

電話番号

03-5320-4785

受付時間

平日 9:00~12:00/13:00~17:00

(年末年始及び土日祝日を除く)

※東京都に本店登記がある中小企業のお問い合わせ窓口です。

※贈与税及び相続税の税額、株式の評価額の算定方法などについては、管轄の税務署にお問い合わせください。



東京都事業承継税制特設サイト

検索

<https://jigyo-shokei-zeisei.metro.tokyo.lg.jp/>



東京都